

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ（よくある質問）第 17.2 版
（内閣府） 1
- ◆ 「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例」、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得の特例」が 5 年間延長
～地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案が参議院で可決成立 4
- ◆ 規制改革推進会議が第 5 次答申を提出 6
- ◆ 「保健・衛生専門研修会」申込受付中
～今年 3 月に改訂されたアレルギーガイドラインなど最新の実践的知識・技術を学ぶ 7

◆子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ（よくある質問）第 17.2 版（内閣府）

内閣府は、平成 31 年 3 月 29 日付けで標記 FAQ の第 17.2 版を公表しました。新規問と修正問が出されています。

新規問の中には、高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者の保育の必要性の認定における就労時間の考え方が示されています。

「自治体向け FAQ 第 17.2 版【新規問】」から全保協事務局抜粋

No. 30-2 保育の必要性認定
問)

高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者は、保育の必要性の認定において、どのように就労時間を把握すればよいのでしょうか。

答)

高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者の保育の必要性の認定に当たっては、同制度における「健康管理時間」や本人からの申し立てなどの情報をもとに、就業の実態を把握した上で、総合的に判断することが考えられます。

※健康管理時間とは、

「事業場内に所在していた時間（在社時間）」（タイムカード、パソコンの起動時間等で客観的に把握）と「事業場外での労働時間」（できるだけ客観的に把握 ※自宅で仕事をしている時間も把握）の合計時間で、割増賃金支払の基礎としてではなく、健康確保の観点から使用者が把握する時間です。

修正問には、事業計画に関する認定こども園への移行について、基本的な考え方に変更はない見込みであることが示されています。今後、子ども・子育て会議において議論されたのちに、基本指針の改正が行われる予定です。また、減算調整、処遇改善等加算Ⅰの平均経験年数の考え方について文言が整理されています。

「自治体向けFAQ 第17.2版【修正問】」から全保協事務局抜粋
(修正か所の追記部分には下線を、削除部分には取り消し線を付けています。)

No.4 事業計画（認定こども園移行特例）

問)

供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望し、かつ認可・認定基準を満たす場合には、認可・認定が行われるようにする特例措置において、設定することとなる利用定員（幼稚園が移行する場合には2号3号定員、保育所が移行する場合には1号定員）の水準はどのように考えればよいですか。

幼稚園、保育所等の利用状況や移行の希望などを踏まえて設定するとのことですが、事業者が希望する定員数を設定する必要がありますか。

答)

子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、基本指針の改正を予定しているところですが、当該需給調整については、現時点の方向性としては、引き続き実施することとしています。

~~本特例措置は、供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合には認可・認定を行えるようにするものですが、ただし、この場合においても、需給バランスは考慮すべき要素であり、事業者が希望したとしても、実態とかけ離れた大きな定員数を設定することまでを求めるものではありません。~~

例えば、幼稚園からの移行の場合においては、預かり保育との組み合わせにより幼稚園を利用している共働き家庭の子どもの数をひとつの目安として2号の定員を設定することが考えられます。他方、保育所からの移行の場合においては、保育所を利用している子どもの保護者の就労時間数が、新制度における保育認定の下限の原則とされる時間数を下回っている人数を目安として、1号の定員を設定する、あるいは、保護者が就労を中断しても転園をしなくても済むという認定こども園のメリットを活かす観点から、数人程度の最低限の1号定員を設定することなどが考えられます。

いずれにせよ、認可・認定に当たっては、施設の利用実態、事業者の意向を踏まえつつ、地方版子ども・子育て会議等において議論を行っていただいた上で、都道府県計画（指定都市・中核市が処理することとされているものについては、幼保連携型認定こども園については、政令指定都市・中核市計画）において「上乗せする数」を各地域の実情に応じて適切に定めていただくことが前提になります。

No.5 事業計画（認定こども園移行特例）

問）

供給過剰地域における幼稚園、保育所からの認定こども園への移行特例の対象となるのは、制度施行時に現に存する幼稚園、保育所に限られるのでしょうか。それとも、制度施行後に設置された幼稚園、保育所も対象になるのでしょうか。

答）

子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、基本指針の改正を予定しているところですが、当該需給調整については、現時点の方向性として、引き続き実施することとしています。その上で、当該需給調整の対象には、制度施行時に現に存する幼稚園、保育所に限らず、施行後に設置された幼稚園、保育所も含まれます。

No.105 減算調整

問）

減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%以上の場合でしょうか、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。

また、減算するのは120%以上の分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。

（例：認定こども園の施設全体で100人利用定員のところ、2年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合）

答）

認定こども園の公定価格上適用される定員区分の考え方と同様に、1号の利用定員と、2・3号の利用定員を分けて考えることになります。（2・3号は合計の定員）

1号認定については、直前の連続する2年間、2号・3号認定については、直前の連続する5年間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均所在率120%以上の状態にある場合に減算調整が適用されます。

※例の場合は、2号と3号の超過率が143%（2・3号の合計の定員70人に対して100人が利用）となっておりますが、これが2年間連続で120%以上の場合には2・3号の公定価格全体を減算（120%未満の児童も含め）することになります。5年間連続で超過していないため、減算調整は適用されません。（この場合は、1号の公定価格は、利用定員を超過しておらず、減算しません。）

また、1号については、実利用人数が利用定員を超過していないため、減算調整は適用されません。

No.221 処遇改善等加算の対象となる職員

問）

処遇改善等加算Ⅰについて、法人の役員等を兼務している職員の取扱いはどうなりますか。従来の保育士等処遇改善臨時特例事業では法人の役員である所長は対象外になっていますが、学校法人が設置する認定こども園の園長の取扱いはどうなりますか。

答)

処遇改善等加算Ⅰにおいては、施設・事業所に勤務する全ての常勤職員の平均経験勤続年数等を基に算定することにしてはいますが、この平均経験勤続年数の算定にあたっては、法人の役員等を兼務している職員園長の経験勤続年数も含まれます。

なお、処遇改善等加算については、処遇改善の実績を引き継ぐための仕組みを導入していますが、質の向上項目として実施する部分(0.7兆円の範囲では平均+3%)については、これまで実施されていた保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、計画の策定や実績の報告等を求め、確実に賃金改善に充てることを要件としています。

また、この「賃金改善」の対象となる職員については、平成29年度より、法人の役員等を兼務している職員も含むこととしていますが、処遇改善等加算Ⅰを、施設の職員としての賃金ではない役員報酬に充てることはできません。従来の保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、法人の役員とはなっていない、園長及び職員としています。

その他の新規・修正問は別添の資料 No. 1-1、1-2 を、修正後の FAQ については、内閣府ホームページをご参照ください。

■内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/ga/index.html>

◆「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例」、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得の特例」が5年間延長

～地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案が参議院で可決成立

令和元年5月31日、参議院本会議において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第9次地方分権一括法案)が可決成立し、6月7日に公布されました。

幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例、幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得の特例について、子ども・子育て会議における議論のとおり、特例期間が5年間延長されることとなりました。

また、幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例は、法案成立後に「5年間延長する旨を自治体へ周知予定」とされており、あわせて5年間延長される見込みです。

「5年後見直しに係る検討について」

- ①幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例
- ②幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得の特例

概要

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、子ども・子育て支援新制度の施行後5年に限り、いずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例を設けている。同時に、本来教育職員になることができない、教員免許状を有するが未更新の者であっても、保育士資格があれば保育教諭等となることができるよう、教育職員免許法の適用除外を定めている。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(以下「認定こども園法一部改正法」という。)附則第5条)

また、これにあわせて片方の免許状・資格を持ち、一定の勤務経験(3年かつ4,320時間)を有する者については、大学等で一定の単位を履修すること等によるもう一方の免許状・資格の取得に係る特例も設けている。

(教育職員免許法附則第19項、児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準)

背景

新制度施行前の幼保連携型認定こども園については、教育又は保育に携わる職員に幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を求めていなかった。しかし、新制度の施行による新たな基準に基づく幼保連携型認定こども園(以下「新幼保連携型認定こども園」という。)では、教育・保育を一体的に提供する単一の施設として幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有する保育教諭等を配置することとなった。

そこで、新制度への制度変更に伴う経過措置として、また幼稚園又は保育所等から幼保連携型認定こども園への円滑な移行に配慮するために、新制度施行後5年間に限って幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方のみしか有しない者でも保育教諭等となることのできることをとする経過措置を設けた。

さらに、これらの経過措置期間中に、保育士資格のみあるいは幼稚園教諭免許状のみを有して保育教諭等となった者が幼稚園教諭免許状もしくは保育士資格を無理なく取得できるよう、勤務経験及び単位の修得等に係る特例を設けた。

方向性

幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、一方の免許状・資格しか保有していない者が一定数いること、また、一方の免許状・資格しか保有していない者の登用も必要となることから、「子育て安心プラン」における受け皿拡大の方向性も踏まえ、保育教諭等の

資格特例及び教育職員免許法の適用除外並びに免許状・資格取得の特例を平成 36 年度末まで 5 年間延長することとする（その際、幼稚園教諭免許状の授与手続きに係る期間も配慮する。）。

④幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例

概要

乳児 4 人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限って、一部改正法附則第 5 条に定める登録を受けた者（保育士）とみなすことができるものとし、当該者は、同条に規定する期間に限っては、保育教諭等として園児の保育に従事することができるものとする。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成 26 年 11 月 28 日付府政共生第 1104 号・26 文科初第 891 号・雇児発 1128 第 2 号））

背景

現行において、乳児 4 人以上が利用する保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限って、保育士とみなすことができる取扱いとしていること、さらに幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例を踏まえ、本特例を設けた。

方向性

保育所における保育士の職員配置基準では、本特例と同様な特例が継続している。保育教諭の資格特例の延長により、保育士資格のみ保有する者も保育教諭となることが可能となるため、保育士の職員配置基準の特例を保育士資格のみ有する保育教諭にも適用することが必要。

また、人材確保策の一環として、本特例を引き続き活用出来るようにすることも必要であることから、①の保育教諭の資格特例と同様に 5 年間延長することとする。

取組状況

第 198 回国会（常会）に提出予定の第 9 次地方分権一括法案成立後に、本特例を 5 年間延長する旨を自治体へ周知予定。

■ご参考ページ 参議院ホームページ 議案情報

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/198/meisai/m198080198037.htm>

■ご参考ページ 内閣府ホームページ 子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h310218/index.html>

◆規制改革推進会議が第 5 次答申を提出

政府の規制改革推進会議（議長：大田弘子・政策研究大学院大教授）は 6 月 6 日、「規制改革推進に関する第 5 次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」をまとめ、安

倍晋三首相に提出しました。

この答申では、デジタル技術の推進などを求めるとともに、「各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大」を求めています（下記 HP 掲載資料 52 ページ～参照）。これは、女性のキャリア継続において、結婚や離婚に際しても継続して旧姓を使用できることが重要であるものの、旧姓の継続使用ができない国家資格がいまだに存在しており、女性就業率の高い国家資格について、旧姓を使用した活動が制度上担保されるよう求めているものです。

保育士資格については、現状、改姓後に登録証の書き換えが義務付けられています。今般の答申では、登録証の様式等を定める厚生労働省令の改正により旧姓併記を可能とする措置を、令和元年度中に講ずるよう求めています。なお、これは、旧姓併記を可能とするよう求めているものであり、改正後に登録証の書き換えが必要なことに変更はありません。詳細は下記ホームページをご覧ください。

■内閣府ホームページ 規制改革推進に関する答申

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/p_index.html

◆「保健・衛生専門研修会」申込受付中

～今年 3 月に改訂されたアレルギーガイドラインなど最新の実践的知識・技術を学ぶ

「保健・衛生専門研修会」は申込を継続して受付しております。
皆さまのご参加をお待ちしております。

2019 年度 保育所・認定こども園「保健・衛生専門研修会」

1. 期日 令和元年 6 月 20 日(木)～21 日(金)
2. 会場 TOC 有明ホール(東京都江東区)
3. 対象 (1) 保育所・認定こども園の長、保育士・保育教諭、看護師、栄養士、調理員、子育て支援センター職員等
(2) 乳児院の関係者
4. 参加費 会員 14,000 円 会員でない方 19,000 円
(昼食・宿泊費は含みません)

※受講申込期間を延長しております。

(昼食・宿泊の手配は締め切らせていただきました。)

5. プログラム

【第 1 日目 [6 月 20 日(木)]】

13:00 開会

13:15～14:15 「行政説明」厚生労働省 子ども家庭局 保育課
保育指導専門官 鎮目 健太 氏

14:30～17:00 「配慮を必要とする子どもや課題をもつ保護者への支援」

毎年好評の研修会です。

お申込みお待ちしております。

講師：小川 淳 氏 氏

(横浜市総合リハビリテーションセンター センター長)

配慮を必要とする子どもの特徴や、気になる行動をとる理由を理解するとともに、課題をもつ保護者に対して、保育者としてどのように寄り添い、支援するべきかについて講義、演習を通じて学びます。

【第2日目〔6月21日(金)〕】

9：15～10：45 「保育施設における小児救急 ～食中毒、誤飲誤嚥、熱中症等を防ぐために～」

講師：三浦 義孝 氏(みうら小児科 院長/日本保育保健協議会 会長)

子どもの安全・安心のためには、食中毒、誤飲誤嚥、熱中症等、日常保育における保健・衛生に関わるさまざまな事故を予防し、リスクを最小限に抑えるための危機管理の考えが大切です。日常保育における子どもの異変や体調不調に、保育施設職員としてどう対応するか現場での対応について学びます。

11：00～12：30 「医療的ケア児をとりまく現況と支援について」

講師：岩本 彰太郎 氏

(三重大学医学部附属病院 小児トータルケアセンター・センター長)

医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを必要とする子ども(「医療的ケア児」)の数は、年々増加傾向にあります。保育所等においては、ケアを必要とする子どもへ対応できる環境を整えることが期待される一方、対応する体制の不足といった課題があります。医療的ケア児をとりまく現状、課題等について学び、医療的ケアを必要とする子どもへの保育、支援のあり方を考えます。

13：30～16：00 「保育現場におけるアレルギー対応と実践」

講師：今井 孝成 氏

(保育所におけるアレルギー対応ガイドライン見直し検討会
構成員/昭和大学医学部 小児科講座 講師)

安全で安心な生活を送れることを前提に、食物アレルギーのリスクを踏まえた対応と最新の正しい知識を職員全員が共通して理解することが重要です。アレルギーのある子どもが増加傾向にあるなか、もしもの時のアレルギー対応や、日頃の実践について学ぶとともに、エピペン練習用トレーナーを使用した演習を行います。

(16：00 閉会)

演習でエピペンの使用法を学びます！

【昨年度の参加者の声(アンケートから)】

- テンポのよい講義とわかりやすく記憶に残るようなスライド、本日からさっそく知識の活用や対策ができる内容で、目からウロコの105分でした。
- 園では既にマニュアルを作成しているが、今回の講義を聞いて再度見直しが必要と感じました。

- エピペンのトレーニングは**何度受けても目からウロコ**のことがあり、興味深かった。3時間があったという間でした。
- わかりやすい講義で、アレルギーとアトピーの関係性について保護者にも伝えていきたいと思った。**命にかかわること**なので、丁寧に扱っていきたい。
- 年々、増えている配慮を必要とする子どもたち。**現場の切なる思いの先生たちに伝えたい**内容の事柄がたくさんでした。
- 自閉症スペクトラムについて詳しく聞けてとても勉強になった。ぜひ明日からの保育に生かしていきたい。**もったききたかった**です。
- 気になる子への対応、保護者への対応が**すごく勉強になった**。固定概念のかくして、その子を理解してあげる大切さが分かった。

お詫びと訂正

前号 No. 19-04 「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第7回）開催される（厚生労働省）」の記事の冒頭部分に誤りがありました。

お詫びして下記により訂正いたします。

【誤】

令和元年5月28日、標記検討会が開催され、本会副会長・村松幹子氏（全国保育士会会報）が出席しました。総論的事項に関する今後の議論の方向性について、次の3点が示されました。（以下、略）

【正】

令和元年5月28日、標記検討会が開催されました。総論的事項に関する今後の議論の方向性について、次の3点が示されました。（以下、略）